

資料提供			
月日（曜日）	担当課	電話番号	担当者
5月4日（月）	危機管理政策課	088-621-2713	勝間・土井

第13回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催結果について

以下のとおり、第13回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたしましたので、お知らせいたします。

- 1 日 時：令和2年5月4日（月）19：00～19：30
- 2 場 所：県庁3階 特別会議室
- 3 出席者：知事，副知事，政策監，政策監補，県警察本部長，各部局長など計19名
- 4 協議概要：○政府「緊急事態宣言」「基本的対処方針」の変更について  
○「徳島県対処方針」の変更について

■危機管理環境部から報告

- 政府「緊急事態宣言」「基本的対処方針の変更」について
- 「専門家会議の現状分析・提言」について
- 「徳島県対処方針」変更について
- 「県外車両流入調査結果等」について
  - ・パチンコ店の「県外客お断り」実施状況について説明。
- 「空港における検温の実施」について
- 「県有施設の休館期間」について

■教育委員会から報告

- 「学校休業」について

■保健福祉部から報告

- 「PCR検査体制」について
  - ・ドライブスルー方式を採用した新型コロナ臨時外来を5月2日（土）に設置し、本日までの3日間で18件のPCR検査を実施済。

■警察本部から報告

- 「運転免許センターの窓口業務」について
  - ・運転免許更新等の窓口を5月10日（日）から再開する。

■知事から次のとおり指示

- 「県有施設の休館期間の緩和」について
  - ・県有施設について、県内の方が利用し、感染防止策が徹底されることを前提に、5月7日（木）、8日（金）を準備期間とし、9日（土）から順次再開する。
  - ・施設利用の際には、県外客お断りのため、住所の確認を行う。
  - ・市町村にも同様の対応を求めていく。
- 「緊急事態宣言の延長を踏まえた学校の対応」について
  - ・県立学校における一斉臨時休業を5月31日（日）まで延長する。
  - ・ただし、緊急事態宣言が早期に解除された場合は、臨時休業期間の短縮を行う。
  - ・5月21日（木）、22日（金）を登校日として設け、仮に緊急事態宣言が解除された場合は、両日を再開準備期間とする。
  - ・臨時休業期間における、「家庭内学習支援」及び「心のケア」のため、「家庭学習応援動画の放送」及び「LINEを活用した相談事業の期間拡大」を行う。
- 「県民の皆様へお願い」について
  - ・政府の専門家会議で示された、新たな生活様式の実践をお願いしたい。
  - ・医療従事者、患者やその家族、及び県外の方々への嫌がらせや差別的な言動を慎むようお願いしたい。

以上

※資料については「安心とくしまホームページ」へ掲載いたします。